



# (仮称)久喜市自治基本条例

## ワークショップ・ニュース 第2号

～みんなでつくろう！新・久喜市のまちづくり～

平成23年5月発行

NEWS  
①

### 条例に盛り込む内容の提言書「たたき台」を作成、 グループ別に活発な議論が展開中！

昨年の10月から始まった市民ワークショップは、2月末までに6回開催されました。条例に盛り込む内容の5つのテーマ別に5グループに分かれ、提言書の原案となる「たたき台」について活発な議論が行われています。

5つのテーマ

- ①参加・協働
- ②地域コミュニティ
- ③行政
- ④議会
- ⑤条例の実効性担保  
・運用、住民投票



提言書「たたき台」案は、各グループの意見をもとに、ワークショップメンバーから選出された13人で組織する起草委員会において、内容の整理や文章化の作業を行って作成しています。

どのようなことを条例に盛り込んだらいいのか？  
新久喜市としてのまちづくりや市政運営のルールについて、グループで真剣に議論しています。



NEWS  
②

### 小林弘和先生との意見交換を行いました！

第5回ワークショップでは、第1回で自治基本条例のご講演をいただいた専修大学小林教授に、各グループのテーマ別議論に加わっていただき、アドバイスをいただきましたので、その一部を紹介します。

#### 【コミュニティ】

市民個人と市行政を結ぶもの、地域の総合力がコミュニティ。地域が力を合わせて取り組まなければ解決しないことが沢山あり、そのための場がコミュニティである。

#### 【議会】

市民から選ばれた議員で構成する議会だが、何でも出来るわけではない。それを踏まえて、自治の推進のために、議会はどのようにあって欲しいかの議論をしていただきたい。

#### 【住民投票】

個別型と常設型のどちらが良いかは、議論を誘導することになるので明言はできない。メリット・デメリットがある。常設とする場合は、濫用を避ける為の要件を制度に組み込むことが重要だ。



《小林弘和先生》

# 提言書作成に向けた主な検討内容

現在、市長に提出する提言書を作成中です。これまでの主な検討内容や意見を紹介します。

## ◎前文・目的

- ・久喜市らしい前文にするにはどう表現する？
- ・地域性と特色を活かして強調したら？
- ・起・承・転・結の構成で記述しよう。
- ・条例の目的を分かりやすく明示したい。

## ◎市民

- ・市民とはどのような人をいうのだろうか。
- ・市民の権利や責務はどのようなものがあるか。
- ・市政に関わってくる内容による？
- ・市民も市政に関心を持つことが不可欠。

## ◎情報共有

- ・分かりやすい情報提供が大事。
- ・今の広報は、文字の詰め込みすぎ。
- ・個人情報の保護制度はどうあるべきか。
- ・個人情報の保護は必要でも、過度の対応でサービスが届かない問題もある。

## ◎参加・協働

- ・市政への参加とはどのようなもの？
- ・パブリックコメントは、実際の意見は少ない。
- ・協働とはどのようなことをいうのか。
- ・市民と行政がともに関わる領域が公共、そこで市民と行政が役割を果たすことが協働。

## ◎コミュニティ

- ・コミュニティには、どのような役割や性格がある？
- ・コミュニティは、市民が住みよい・住みたいまちづくりを行うための手段。
- ・久喜市のコミュニティ活動はどうあるべき？
- ・地区の活動をネットワークで結ぶことが大事。

## ◎行政

- ・きちんとした計画性を持った市政運営を。
- ・この条例と市の総合振興計画との整合性は？
- ・市民参加の事業仕分けを行う。
- ・無駄のない行政運営のために行政の透明性を。

## ◎議会

- ・市民から信頼され、開かれた議会にする。
- ・議員は市民の代表者としてどうあるべきか。
- ・市民と議会の意見交換を持つ機会があると良い。

## ◎条例の実効性担保・運用

- ・PDCAの考え方を明記すべき。
- ・見直しの時期を明記する？
- ・条例の運用の検証はどうすべきか。

## ◎住民投票

- ・なぜ住民投票が必要なのか。
- ・どのような案件が住民投票の対象になるのか。
- ・市民の大多数に影響する重大事項、市民全体の利益に関すること。
- ・個別型か常設型か。第3の手法はあるか？

## ただいま活動中！



第4回：1月16日 第5回：2月26日 第6回：2月27日

## ※市民ワークショップの詳細は市のホームページをご覧ください

参照方法：①<http://www.city.kuki.lg.jp/section/jichishinko/workshop/index.html>を入力

②市ホームページのトップページ左側、市民参加のページ「ワークショップ」をクリック⇒ワークショップの開催記録「(仮称)久喜市自治基本条例ワークショップ」をクリック

【連絡先】久喜市市民税務部自治振興課

TEL：0480-22-1111(内線2622) FAX：0480-22-3319

〒346-8501 久喜市下早見85-3 E-mail：jichishinko@city.kuki.lg.jp